

国民医療費再考

医療経済研究機構・研究第三部長

辻 泰弘

国民医療費推計の起源は、昭和 24 年に厚生省の担当者が講演の中で示した国民総医療費に遡るといわれる。その後作成上の諸変遷を経つつ今日に至っている。

国民医療費は、毎年、前々年度の数値が発表されるが、このような場合、一般にそれは「実績」と位置づけられ「統計」と呼ばれるのが普通であり、国民医療費が前々年度の数値を示しながらも、「推計」と呼ばれていることには少なからず奇異の念を抱かざるを得ない。一般に推計とは将来について示すものを指すが、国民医療費の場合には過去のものが「推計」とされるため、将来のものは「将来推計」と呼ばれている。制度区分別国民医療費が基本をなす国民医療費が「推計」と呼ばれる所以は、全体の 1 割程度の患者負担分の算出が推計によっているからであろうが、それ以外の部分は「推計」というよりも「統計」というのが相応しい。尤も、他の分類別の算出には「推計」と呼ぶのが相応しいものもあろう。しかし、例えば同じく推計によって作成されている国民経済計算が GNP 統計、GDP 統計あるいは国民所得統計と一般に呼ばれているように、他の多くの統計においても「推計」にわたる部分を含むものがあることからしても、国民医療費は「推計」というよりも「統計」の名を冠すべきものであろう。現に、厚生省の公表する『国民医療費の動向』においては、前々年度以前のものを「実績」、前年度のものを「見込」、当該年度のものを「推計」と記している。

また、今後の大きな課題となるのは国民医療費の概念・対象の見直しである。かつての国民総医療費には買薬、あんま等の費用が含まれていたが、昭和 47 年以降それらを除外し、名称も国民医療費に改められている。周知のごとく、現行の国民医療費には正常な妊娠、分娩、健康診断、予防接種、保険給付外の高度医療などは含まれていない。しかし、昨今の医療・保健の一体化、医療に対する国民のニーズの多様化、医療分野における国際比較の多様化などの変化・進展に鑑みれば、現在の国民医療費の概念の再検討・対象の拡大が早晚求められることは必至である。

そのような作業には、行政サイドのみならず広範な医療関係者、医療経済研究者等の積極的な参画が期待される。新たな概念の構築にあたっては、現行の制度・手法に対する深い理解と十分な認識が不可欠である。かかる見地から、医療経済研究機構ではかねてより国民医療費の分析に取り組んできたところであるが、その成果を踏まえ来年度からは「広義の医療費」に関する研究に本格的に着手する予定である。